

国立大学法人東京外国語大学総合情報 コラボレーションセンター委員会規程

〔平成28年 3月25日
総合情報コラボレーションセンター規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター(以下「センター」という。)規程(平成18年規則第15号)第10条第2項の規定に基づき、総合情報コラボレーションセンター委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学における情報基盤システムの整備および運用の方針に関する事項
- (2) センターの運営方針に関する事項
- (3) センターに係る規程の制定・改廃に関する事項
- (4) センターの施設・設備に関する事項
- (5) センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 情報化統括責任者(CIO)
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) 大学院国際日本学研究院長
- (6) 言語文化学部長
- (7) 国際社会学部長
- (8) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (9) 留学生日本語教育センター長
- (10) 附属図書館長
- (11) 事務局長
- (12) その他委員会が必要と認める者

2 前項第12号に掲げる委員の任期は、指定した場合を除き2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、情報企画室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。